

第 号

業 務 委 託 設 計 書

設 計	検 算	検 算	照 合	課長補佐	課 長

令和 7 年度	一般・特別 会 計	款 土 木 費	項 公 園 墓 園 費	目 公園墓園維持費	所属 安佐北区維持管理課	設計 R7.3	提出 R7.3	直営 請負	一般競争入札 随意契約
委託金額 金 円		委託名 安佐北区内公園樹その他保守管理業務(その2)			履行場所 安佐北区口田五丁目ほか		工期 日間 契約締結の日から令和7年12月19日まで		

施工理由

本業務は、公園樹その他の樹木等の適正な育成を図るため、下記のとおり保守管理を委託するものである。

設計概要	
記	
公園樹その他保守管理	
除 草 1 式	
せ ん 定 1 式	

委託金額	業務名
金 円	安佐北区内公園樹その他保守管理業務(その2)

(甲) 内訳

工 種 ・ 名 称	種 別	形 状 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
公園樹その他保守管理			式	1			第 1 号明細表
処分費			式	1			第 2 号明細表
直接業務費計							
共通仮設費計							
共通仮設費(率分)			式	1			
純業務費							
現場管理費			式	1			
業務原価							
一般管理費			式	1			
一般管理費(契約保証費)			式	1			
業務価格							

(2)

[illegible]

第 1 号

公園樹その他保守管理

明 細 表

内 訳

工 種	種 別	形 状 ・ 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
抜根除草	手ぬき除草 生垣・かん木	2055×3回	m ²	6,165			共通代価40101号参照
平地除草	機械除草 ハンドガイド式+肩掛式	積込運搬含む 31320×3回	m ²	93,960			共通代価40203号参照
法面除草	機械除草 肩掛式草刈機	積込運搬含む 4905×2回	m ²	9,810			共通代価40201号参照
樹木剪定	中木剪定 円筒形	H=200cm以上300cm未満	本	5			共通代価10108号参照
樹木剪定	フジ	夏季	m ²	202			共通代価10208号参照
樹木剪定	フジ	冬季	m ²	202			共通代価10209号参照
樹木剪定	生垣(小) H=150cm未満		m	288			共通代価10211号参照
樹木剪定	生垣(大) H=150cm以上300cm未満	1回目	m	710			共通代価10212号参照
樹木剪定	生垣(大) H=150cm以上300cm未満	2回目	m	231			共通代価10212号×1/3
樹木剪定	かん木	1回目	m ²	6,463			共通代価10101号参照
樹木剪定	かん木	2回目(アベリアのみ)	m ²	1,035			共通代価10102号参照
計							

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和 7 年 1 月改訂（平成 2 3 年 1 月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

特 記 仕 様 書

- 1 本特記仕様書は、安佐北区内公園樹その他保守管理業務（その２）（以下「業務」という。）に適用する。
 - 2 本業務の実施区域は、別紙位置図のとおりとする。
 - 3 作業週報（本市所定の様式）については、必ず、作業前に提出すること。なお、未提出での作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。
 - 4 本業務の実施に当たっては、契約書中に示された作業実施時期に基づき契約後に作成・提出する実施工程表のとおり実施すること。なお、実施工程表は、発注者に提出する実施計画書に添付すること。ただし、天候、地元要望等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。
 - 5 留意事項
 - (1) 処 分

せん定枝葉については、原則として以下のように処分することとするが、諸事情により以下の処分先における処分が困難である場合は、他の処分先への搬入に関して発注者と協議した上で、その結果に従い適正に処分すること。

なお、それぞれ、処分先及び処分量の集計表、処分伝票の写しを提出すること。また、発注者が求める場合は、処分伝票の原本を提示すること。

ア 高木せん定枝葉
産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬入すること。

イ 中低木をせん定した枝葉及び除草作業により刈り取った草
広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
 - (2) 除 草

樹木の周囲や中低木の中の除草は、樹木を傷つけないよう動力草刈機を用いないこととし、地際から手抜きによる抜根除草を行うとともに実生苗の除去も行うこと。
 - 6 本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第 7 条第 2 号イ又はロに該当する者（造園工事に限る。）を現場責任者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）として配置すること。
 - 7 職業能力開発促進法による 1 級又は 2 級造園技能士の資格を有する者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）は、せん定作業中常時、作業又は現場において適正なせん定を行うようせん定方法等の指導にあたること。
- なお、せん定作業中においては、造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用すること。

- 8 業務実施中は、必ず作業中である旨を示す看板を掲げること。また、看板は出来るだけ、歩行者等から見やすい位置に配置すること。
- 9 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者（下請け作業については下請業者）の会社名を表示すること。
- 10 早朝・夜間（８時から１７時までの時間帯以外）や休日（官公庁の休日）に作業する場合は、事前に業務打合せ簿を提出し、発注者の承諾を得ること。
ただし、原則として日曜日・祝日の作業は認めない。
- 11 報告事項
 - (1) 受注者は、契約後直ちに、また、必要に応じて標準仕様書で指示する書類を提出すること。
 - (2) 受注者は、工程表で示す作業期間の最終月の業務完了後 14 日以内（閉庁日含む。）に、所定の業務実施報告書に作業日誌及び作業記録写真帳を添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。なお、作業日誌は、次の事項が確認できるものとする。
 - ① 業務名 ② 作業日 ③ 天候 ④ 就労人数 ⑤ 現場責任者
 - ⑥ 作業日に現場に配置した有資格者 ⑦ 作業数量
- 12 本特記仕様書に定められていない事項は、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。

公園樹その他保守管理作業実施時期

区 分		回数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	備 考	
除 草	法 面	2														
	平 地	3														
	植 込	3														
剪 定	か ん 木	2							アベリアのみ							2回目はアベリアのみ対象
	生 垣（小）	1														
	生 垣（大）	1														
	生 垣（大）	2														
	フ ジ 棚	2														

安佐北区内公園樹その他保守管理業務（その２）

No. 1

公 園 名	除 草			せ ん 定							備 考
	手 ぬ き (㎡)	草 刈 工		中木 (本)	フ ジ (㎡)	生 垣 (m)			か ん 木 (㎡)		
		平 地 (㎡)	法 面 (㎡)			大(1回/年) H=1.5～3.0	大(2回/年) H=1.5～3.0	小 H=～1.5	かん木	アベリア	
翠光台公園	45	1,230			15				45	16	
翠光台第一公園	20	550							105		
翠光台第二公園	6	375							6	6	
翠光台第三公園	37	490			21				37		
翠光台第四公園	40	370	145		18	20		53	40	2	
翠光台第五公園	22	240							22		
翠光台第六公園	82	325	1,400						82	19	
翠光台第七公園	45	115	250		18				45		
翠光台第八公園	30	180				10			30	13	
翠光台第九公園	6	310							6	5	
翠光台第十公園	4	170							4	8	
はすが丘北第一公園		650	590						260	72	
はすが丘北第二公園		350									
はすが丘北第三公園		50			18						
はすが丘北第四公園		350							2		
はすが丘北第五公園		250									
はすが丘南第一公園		350									
はすが丘南第二公園	248	1,240			18				248	69	
はすが丘南第三公園		650									
はすが丘南第四公園	35	350							35		
はすが丘南第五公園	46	350							46		
はすが丘南第六公園	42	350					56		42		
梅園第一公園	28	187				28	28		24	4	トウネズミモチは年2回せん定
梅園第二公園	31	200					27		13	9	トウネズミモチは年2回せん定
岩上第一公園		520	70						52		法面は上下1m幅ずつ行う
計	767	10,202	2,455	0	108	58	111	53	1,144	223	

安 佐 北 区 公 園 樹 そ の 他 保 守 管 理 業 務 （ そ の 2 ）

No. 2

公 園 名	除 草			せ ん 定							備 考
	手 ぬ き (㎡)	草 刈 工		中木 (本)	フ ジ (㎡)	(m)			か ん 木 (㎡)		
		平 地 (㎡)	法 面 (㎡)			大(1回/年) H=1.5～3.0	大(2回/年) H=1.5～3.0	小 H=～1.5	かん木	アベリア	
岩上第二公園		550				18			50		
岩上第三公園	26	850				20			10		
岩上第四公園	62	250					25		50		
西願寺古墳公園			630								
城ヶ丘第一公園	360	200		5	18		95		287	38	
城ヶ丘第二公園	100	300			18				100	27	
ふじランド第一公園									100		
ふじランド第二公園		70							60	11	
玖 第一公園		1,000				20			143	84	
玖 第二公園		1,800							384	94	
玖 第三公園	210								210	66	
玖 第四公園		1,500	400						189	103	
玖 第五公園	120	326							229	172	手抜き除草はフェンスの外の植込地
玖 第六公園	133	150							133		
玖 第七公園		800									
玖 第八公園		700									
玖 第九公園		360									
矢口が丘第一公園		280				3			30		
矢口が丘第二公園	25	320			20				25	3	
矢口が丘第三公園	46	300			20			30	28	8	
落合南第一公園					18	22			87		
落合南第二公園						50			100		
落合南第三公園		150						95	37		
計	1,082	9,906	1,030	5	94	133	120	125	2,252	606	

安 佐 北 区 公 園 樹 そ の 他 保 守 管 理 業 務 （ そ の 2 ）

No. 3

公 園 名	除 草			せ ん 定							備 考
	手ぬき (㎡)	草 刈 工		中木 (本)	フ ジ (㎡)	生 垣 (m)			か ん 木 (㎡)		
		平 地 (㎡)	法 面 (㎡)			大(1回/年) H=1.5～3.0	大(2回/年) H=1.5～3.0	小 H=～1.5	かん木	アベリア	
落合南第四公園						120			10		
落合南第五公園		500	660			40		35	60	38	
落合南第六公園		300				100			7		平地除草は西側フェンス外の 境界杭までの範囲を含む
落合南第七公園	40	1,900							40		
落合南第八公園	27	490							27		
落合南第九公園									82		
落合南第十公園	60	260				28			46		
落合南第十一公園		3,950							130		
深川第一公園									78		
深川第二公園		36							108		
深川第三公園		440							50	44	
深川第四公園		1,340							148		
深川第五公園		400							300		
深川第六公園	2	100							2		
深川第八公園	8										
口田南第一公園		290						21	103	21	
口田南第二公園		155						54	25	4	
久保山公園	10	15							10		
口田第二公園	40		450						30		
口田南公園		813	310						774	99	
上深川第一公園	2	49									手抜き除草は民家と公園の間のフェンス際
小河原第一公園		134							2		
小河原第二公園	17	40									
計	206	11,212	1,420	0	0	288	0	110	2,032	206	
合 計	2,055	31,320	4,905	5	202	479	231	288	5,428	1,035	

位置図(1/1) 安佐北区内公園樹その他保守管理業務(その2)

